

### 3 小規模林業者等支援事業補助金 Q&A

(令和3年4月26日現在)

#### (1) 共通

問1 申請は何回までできるのか。

(回答)

3事業(森林整備事業、安全対策事業、小型林業機械支援事業)でそれぞれ当年度に2回までの申請となります。なお、交付要綱別表1の補助金の額の欄にある、安全対策事業及び小型林業機械支援事業の上限額は当年度の上限額となります。

問2 交付申請書の提出期限はあるか。

(回答)

交付申請書の提出期限は当該年度の1月末までとします。交付決定は先着順となります。

問3 実績報告書の提出期限はあるか。

(回答)

実績報告書の提出期限は事業が完了してから30日以内又は当該年度の3月20日までのいずれか早い日とします。

問4 変更申請の対象となる重要な変更の基準は何か。

(回答)

事業費(補助対象経費)の3割以上の増減とします。このほか森林整備事業では事業地の追加・変更、安全対策事業では補助対象装備品の追加・変更、小規模林業機械支援事業では補助対象機械の追加・変更とします。

#### (4) 小型林業機械支援事業

問1 補助対象が秩父地域の林業者とあるが、林業者にはどのような者が含まれているのか

(回答)

林業事業体のほか自伐林業者、自伐型林業者、林業活動を行うNPO等の団体

も対象となります。

問2 補助対象経費は、具体的にどのような経費か。

(回答)

レンタル料、機械運搬費（レンタル開始時及び終了時に限る）、補償料。レンタル会社で料金体系等が異なっていると思いますので、交付申請の際には一度ご相談ください。

問3 対象となる小型林業機械はどのような考え方で設定されているのか。

(回答)

幅員 2.5 メートル程度の作業道で活用できる程度の規模を想定して設定しております。

問4 対象機械を土木工事、治山工事、林道工事へ使用しても対象となるのか。

(回答)

原則、秩父地域の森林において、主伐や森林整備に活用することとします。

問5 秩父地域以外の森林整備に使用しても対象となるのか。

(回答)

補助対象経費の過半が秩父地域の森林において使用していれば対象とします。

問6 対象機械にその他会長が認めるものとあるが、どのようなものを想定しているのか。

(回答)

秩父地域機械化 PT で検討を進めてきた「神刈」などを想定しています。

問7 レンタル会社の指定はあるのか。

(回答)

指定や義務はありませんが、必要機械が秩父地域で取扱がない場合などを除き、可能な限り秩父地域の会社からレンタルをお願いします。

問8 令和2年度に実施していた秩父市小型林業機械リース等補助金からの内容変更はあるのか。

(回答)

以下の点について変更を行いました。

- ・リースは対象外とし、レンタルに特化
- ・1か月あたりの上限額の撤廃。
- ・対象機械にその他会長が認めるものを追加

※この Q&A は随時更新する予定です。最新の Q&A をご確認ください。